

令和5年6月26日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 6月26日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。

所管事務調査について、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。また、第6期総務文教委員会調査結果については、市民の声を聞く会での検討事項とあわせ次期委員会へ引き継ぐこととした。

その他で、小型動力ポンプ付水槽車（タンク車）の進捗状況について、消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について、魚沼ケーブルテレビ事業の今後について、公設光ファイバケーブル及び関連施設（情報通信基盤施設）の民間移行について、旧庁舎等の解体に係る不用物品の売払いの状況について、特定空き家の認定について及び小出小学校での給食による食物アレルギー症状発生事案の経過について執行部より報告を受け質疑を行った。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第 49 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 50 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (4) 議案第 51 号 魚沼市市民会館条例の一部改正について
- (5) 議案第 54 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）
- (6) 議案第 66 号 湯之谷基幹集落センター解体（その 2）工事請負契約の締結について

2 調査事件

- (7) 所管事務調査について
 - ・ 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
 - ・ 第 6 期総務文教委員会 調査結果について
- (8) その他
 - ①小型動力ポンプ付水槽車（タンク車）の進捗状況について
 - ②消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について
 - ③魚沼ケーブルテレビ事業の今後について
 - ④公設光ファイバケーブル及び関連施設（情報通信基盤施設）の民間移行について
 - ⑤旧庁舎等の解体に係る不用物品の売払いの状況について
 - ・ 特定空き家の認定について
 - ・ 小出小学校での給食による食物アレルギー症状発生事案の経過について

3 日 時 令和 5 年 6 月 26 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、森島守人、本田 篤、（関矢孝夫議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、桑原総務政策部長、吉澤教育委員会事務局長、古田島消防長、小島総務政策部副部長、浅井総務人事課長、山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、齋藤管財課長、角屋消防本部総務課長、青柳生涯学習課長

8 書 記 坂大議会事務局長、星係長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
当委員会も、今日で最後の委員会開催になろうかと思えます。この間、26回の開催に当たり、委員の皆さん、執行部の皆さんには御協力をいただきましたことに感謝を申し上げ、本委員会に付託されました議案について審査をお願いいたします。

(1) 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

森島委員長 日程第1、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。高野甲子雄議員、紹介議員席にお着きください。

高野紹介議員 おはようございます。毎年、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書ということで、皆さんからは御理解をいただいております。ありがとうございます。今回も昨年とほぼ同様な内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。項目については4項目になっております。ここに書いてありませんが、魚沼市の実情について説明をさせていただきます。湯之谷小学校の関係については、3年生・4年生・5年生がそれぞれ40人から37人ということで、特別支援が6人から4人いることになります。通常学級の34人になりまして、30人から33人になり1クラスという状況になっております。小出小学校については、1年生、3年生、6年生、これが69人、71人、68人ということで、この中に特別支援の子どもが5人、11人、4人となっており、その辺を除きまして各2クラスということになってございます。湯之谷小学校の関係については、4年生が41人ということで、特別支援学級は5人いますが、36人になりまして、下限撤廃によって20人、21人の2クラスになっていますが、ほかの部分については全て1クラスということになってございます。魚沼市の現状としては、小出小学校の4年生以外は全て2クラス以下、その他の小学校では複式学級があるという状況になっております。そうなんですけれども、少子化が進んでいる現在、上記の学校については、教室いっぱい授業を行わなければならないというのが現状です。現場の職員の声としまして、タブレット格納庫が教室にあるけれども、ただでさえ教室がいっぱいいっぱいなのに場所を取ってしまい困っている。取り出すときや片付けも注意が必要だというふうになっております。そういうこともありますので、30人以下学級の実現についてぜひ御理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

森島委員長 今ほど紹介議員から魚沼市の学校の状況を報告をいただきました。皆さん方のほうから紹介議員に対する質疑がありましたらお願ひをいたします。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結いたします。紹介議員は退席願います。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を採決します。お諮りします。本件は採択することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって請願第3号は採択すべきものと決定をされました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議をいたします。意見書（案）について、皆さん方からフォルダを見ていただきたいと思います。それでは、議会事務局長から朗読をさせます。

坂大議会事務局長 （資料「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）」により説明）

森島委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。

（2）議案第49号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第2、議案第49号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はありません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 少し確認させていただきたいことがあります。まず、今回この附則の事項を全部削除するということで、これは国の対応に応じたということだと思いますけれども、今後コロナに関しては全く収束ということではなく、さらに急拡大する可能性も非常に考えられると思います。そういう急拡大して国の対応が変わったときには、今回のような措置で対応していくのか、まず確認します。

桑原総務政策部長 今回のこの附則の部分の改正につきましては、本会議の場でも申し上げましたように、今回の感染症の分類引き下げに合わせてこちらのほうもそのように対応させていただくということでございます。委員の御指摘の部分につきましては、今後、例えばそういったところの対応が必要となった場合においては、国と県の対応に合わせる中で必要に応じて改正が出てくるということで考えてまいりたいと思っています。

大平委員 もう1点なんですけれども、やはりコロナだけではなくて、今、はしかなどで非常に感染力が強い感染症について、専門家の間でもいろいろ問題提起があります。不測の事態は、コロナだけではないと私は思います。コロナに特化したものではなく感染症全般についての対応というのは、国の対応とか状況の対応に応じてということではなく、制度上準備しておく必要があるのではないかと考えるんですけれども、その辺のお考えはあるか伺います。

桑原総務政策部長 確かに感染症についていえば御指摘のところもあるかも知れませんが、指定感染症についての分類がそれぞれ1類から5類というふうに定められている中で、全て危険だから網羅しなければいけないというところは、今のところ難しいかと思っております。

ます。あくまでも危険性を伴う作業、そういったところに従事する職員に対して応じたものとして、コロナ対応は2類の部分を該当させたということでございます。また、これから2類以上に相当するものが出てきた場合においては、先ほど申し上げたように、今後また改正によって対応させていただくということになるかと思えます。

森島委員長　ほかにございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第49号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第49号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第50号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

森島委員長　日程第3、議案第50号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はありません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　それでは、何点かお聞きしたいと思います。まず、今回の条例改正で、24条の部分で標識のことが書かれていますが、これに対応するようになる、今現在対応している箇所というのを把握されているのでしょうか。把握していれば、何か所程度かということをお聞きしたいと思います。

古田島消防長　消防本部としては、設置場所等は把握はしておりません。

大平委員　これは、国の法改正によるものですが、法改正では罰則を設けるという旨が書かれています。ここの条例をみてもその箇所がないので、その法適用の関係との整合性というんですか、罰則について、そこには標識の破損、紛らわしい標識は罰則の対象と書いてあるんですけれども、ここについてはないように見受けられます。そこについての対応はどうするのかお聞きしたいと思います。

古田島消防長　罰則に該当するものがあれば、当然、消防のほうで行政指導という形を取らせていただきます。どの程度の罰則というのは確かに条例を定めておりませんが、先ほども申し上げたとおり、消防のほうで適正な指導をしたいと思っています。

大平委員　少し疑問に思ったのは、おっしゃったように条例上に位置づけがないので、罰則といってもその指導をするという部分もないようにも見受けられます。ここはその対応ができるのかどうか、確認をして終わります。

角屋消防本部総務課長　罰則の適用はここにはありませんが、実際に標識のほうを確認できたときには、指導という形を取らせていただきます。

大平委員　できるということでよろしいですか。

角屋消防本部総務課長　火災予防上、危険であると判断した場合にはできます。

森島委員長　ほかにございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め

ます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから議案第 50 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 魚沼市火災予防条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 51 号 魚沼市市民会館条例の一部改正について

森島委員長 日程第 4、議案第 51 号 魚沼市市民会館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はありません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 何点かお聞きしたいと思います。福祉センターについては、決算資料でも令和 3 年度は 1,372 件、延べ人数は 2 万 3,000 人と、非常にたくさんの利用者があったということで、この施設がなくなることによって影響も大きいかなと。本会議の質疑でも少し見受けられたようですけれども、ここを解体して別のところを利用されるというときにも、やはり丁寧な利用者の意見を聞く場面を多々設けてもらったほうが、利用率も逆に既存の今の施設を使うにも非常に大事なことはないかなと思うんですけれども、その辺のお考えがありましたら聞かせてください。

吉澤教育委員会事務局長 本会議でも申し上げましたとおり、個々の団体あるいは活動内容については、御相談があればその都度お受けをして、また代替の場所についても相談に乗るようにはしているというところでございます。

大平委員 私が申し上げたのは、今後の対応について広く意見を聞くということも大事なことでないかという視点ですが、それについてはいかがですか。

青柳生涯学習課長 今回の生涯学習センターの設計に当たりまして、福祉センターの利用者の方々、団体の方に意見は伺っております。どういったものが必要か、どういう形で利用しているかということは伺っており、それを基に生涯学習センターの設計をしております。その生涯学習センター及び近隣の施設で利用をしていただきたいというふうに考えております。

大平委員 私が言っているのは、今後のことについてなんですが、いかがですか。

青柳生涯学習課長 生涯学習センターの利活用につきまして、意見を伺いながら運営等の部分を考えていきたいと思っております。今後については、福祉センターの利用者も含めて生涯学習センターの利用方法等々の意見を伺っていきたいと思っております。

大平委員 これで最後にします。半世紀以上でしょうか、福祉センターについては歴史があるので、市内の既存施設にとっても非常に象徴的な施設ではなかったかなと思います。これが閉じようとしているわけで、過去の様々行ってきた資料もかなり膨大なものがあるのではないかなと思います。この歴史については、何らかの機会で市民の方に紹介するということも大事なことはないかなと思うんですけれども、そのお考えがあれば聞かせていただきたいです。

吉澤教育委員会事務局長 長年親しまれた施設でもありますし、思い出もある方もいらっしゃると思います。どのようにまとめて、どのようにお知らせするかというところまではま

だ考えておりませんけれども、そういう機会も検討する必要があるのではないかと考えております。

森島委員長　ほかにございませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 51 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 51 号　魚沼市市民会館条例の一部改正について原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第 54 号　財産の取得について（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）

森島委員長　日程第 5、議案第 54 号　財産の取得について（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）を議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はありません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 54 号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 54 号　財産の取得について（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（６）議案第 66 号　湯之谷基幹集落センター解体（その 2）工事請負契約の締結について

森島委員長　日程第 6、議案第 66 号　湯之谷基幹集落センター解体（その 2）工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はありません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 66 号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 66 号　湯之谷基幹集落センター解体（その 2）工事請負契約の締結については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで委員の皆さん方にお諮りをいたします。日程の順序を変更し、日程第 8、その他を先に審議したいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第 8、その他を先に審議することに決定されました。

（８）その他

①小型動力ポンプ付水槽車（タンク車）の進捗状況について

森島委員長 日程第8、その他を議題といたします。まず、①小型動力ポンプ付水槽車（タンク車）の進捗状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

古田島消防長 （資料「消施物第1号 小型動力ポンプ付水槽車 行程表（変更工程表）」により説明）

今月の8日に艤装会社から新潟日野自動車へ出荷されました。7月19日まで納期を延ばしていただいて、予定どおり艤装等が進み、予定よりは若干早めに進んでおります。7月19日までには納車されるものだというので御報告させていただきます。

森島委員長 このことについて皆さん方から質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結させていただきます。本件については、今ほどの工程表どおり進んでいるとのことですので、本件については、以上とさせていただきます。なお、納車されましたら、委員会に報告をお願いいたします。

②消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について

森島委員長 次に、②消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

古田島消防長 （資料「■消防施設・設備に係る課税免除対応スケジュール」により説明）

資料には、6月12日現在、対応残り11施設と記載されておりますが、今日現在対応の残りとして7施設になりました。4つ減りました。ただし、残った7つが土地の所有者が複数人10人とか一番多い所が76名という地権者なんですけれども、共有地でその中で亡くなられた方がいて、今対応が止まっているところが3件、単独の地権者ですけども、亡くなられた方が2件、それで宛先不明で今連絡が取れないのが2件ということで計7件が残っております。これを解決するには時間がかかるものだと思いますが、解決しなければならぬ問題ですので、進捗がありましたら、またご報告させていただきたいと思います。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結させていただきます。残り7件については、少し時間がかかろうかと思いますが、相続の分も含めて大変であろうかと思いますが、お願いします。なお、本件についてはまだ終了いたしませんので、引き続き調査をすることで異議ありませんか。（異議なし）異議がありませんので、そのように決定いたしました。

③魚沼ケーブルテレビ事業の今後について

森島委員長 次に、③魚沼ケーブルテレビ事業の今後についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、別添の関係資料ファイルのほうをご覧くださいと思います。魚沼ケーブルテレビ事業の今後についての案とあります内容をご覧くださいと思います。この魚沼ケーブルテレビ事業でございますけれども、このケーブルテレビの在り方につきましては、これまで本委員会の中で、現状、それから課題の整理など、加入者、

市民の意向説明、それらについてお話をさせていただいたところでございます。それら、様々な課題が山積しているということについては、以前の委員会の中でもご確認いただいたところかと思っておりますけれども、これ以上この課題の解決を先送りにすべきでないというふうに判断いたしまして、加入者、市民の意向調査の結果も踏まえながら、今後の方向性を案として、今回まとめさせていただきましたので、本日のこの委員会の中で、これからの方向性について説明させていただきたいと思っております。では、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。秘書広報課長から説明をいたします。

山田秘書広報課長 （資料「魚沼ケーブルテレビ事業の今後について（案）」により説明）

森島委員長 今ほど説明がございました。委員の皆さん方からこのことについて質疑がありましたらお願いをいたします。

遠藤委員 背景と課題等について、また今後の展望についても今の資料で大分理解するところであります。一番心配なのは、やっぱり物理的に無理な部分、同軸ケーブルの部品等の調達が難しいということが決断に至る要因だと思うんですけど、その辺はもう確実に物理的に無理だということで理解を求めていくということではよろしいですか。

桑原総務政策部長 国内生産がもう部品の製造をしていないということでございまして、そうすると、市内の電気工事店のほうにも在庫量自体が確保できないということは確認しています。そうした場合、欠品対応というところで言いますと、完全に入手できないというところではないんですが、ただ事故があった際には早急に復旧対応ができないというリスクを含んでおります。したがって、安定して継続的なサービスが続けられているところについては、もう限界に来ているということで判断させていただいたものでございます。

遠藤委員 私も地元の電気屋からもう部品がないので、早急に対応しないとまずいぞという話はいただきました。今、仮に事故や、また、工事中の事故等も含めると、やっぱりそれが部品調達ができなくて、一定のエリアには大分ご迷惑をおかけすると思うんですけども、そういったことの心配があるということでよろしいでしょうか。継続を含めましてですが。

桑原総務政策部長 課題のところでも挙げさせていただきましたけれども、この部品の対応というところが大きな要因の一つではございます。それに加えて、昨今では4K、8K放送というところが開始されておりまして、それに対応したテレビ機器も発売されておりますが、実際、今、魚沼ケーブルテレビではそういった対応をさせていただいておりません。これらをまた対応するということになると、大幅な設備投資を要するということにもなりますし、昨今ではインターネットを通じたテレビ視聴が大分普及しておりまして、この4ページ目にも書かせていただきましたように、視聴者のライフスタイルも大分変化しているということがみえるかと思えます。昨今では見たい時に好きなテレビを見るところのインターネットサービスで対応するというところでありますので、そうしますと今まで受け身だったテレビ視聴が、これから視聴者が選択するサービスになってきているということを考えますと、非常にこれらの対応ができないような状況となってきているということが、今回の決断に至った理由でございます。

遠藤委員 これは地元ですので、事業展開から関わっていました。その中で工事事業者としてもそうなんですが、切替えのために、大分お客さんを説得しながら親身に説得しながら切替えのほうをお願いし、中には半ば無理やりそちらに加入いただいたような場面もあっ

たかと思います。当然、これが廃止になりますと、その当時に掛けた加入金や工事代金も含めて支援策の用意があるということでありますが、そういった説明というのは今後、どのような形でやっていきますか。

桑原総務政策部長　委員おっしゃるように、加入する際には、積極的な勧誘活動を行ってきた際に、役所が勧めるから入ったという人もいらっしゃるかと思います。また、加入負担金というところでも決して安くはない加入負担金を納めていただいた方もいらっしゃるわけですので、その辺を市としてどういった補償ができるかということも含めて、次回あるいはその次の委員会あたりで案をお示しさせていただければというふうに思っております。

遠藤委員　それともう1点。これは行政のサービスの一つで欠かせないものの中に難視聴対策というのがあります。これもまた、それまでの共同アンテナということでやったのがこの事業と一緒にそれを改善してきたところなんです、それを抜けることによって、また難視聴地区対策が発生する。その対応についても今後どのように展開していくのか、案がありましたらお願いします

桑原総務政策部長　この難視聴対策につきましては、先ほど民間事業者によるケーブルテレビサービスというところの話をさせていただきましたけれども、その事業者が要するに、NTTの光ケーブルを使ってサービスをさせていただくということになります。そうしますと堀之内エリア内の中でも難視聴地域は出てこない。それでカバーできると思っております。ただ、問題になってくるのが、現行料金との差額になってくるころなので、これをどういう形で補償すべきか、今後、また議論をお願いしたいと思っております。

遠藤委員　もう1点だけ。民間事業者は小出エリアの展開を始めているわけですが、今後の展望の中では、その辺の協議が進んでいるのかいないのか。市内のエリアをカバーするという話についても、前向きなこういった話はあるんです。

桑原総務政策部長　この当該民間事業者でございますが、小出地域、電話番号でいうと792局のエリアにはもうサービスを開始して宣伝等もどんどんして加入者を増やしている状況でございます。また、六日町方面にもサービスを提供しているという話を伺っておりますが、併せまして、この堀之内エリア電話番号794局のエリアについても、サービスはいつでも準備ができている旨を伺っております。

森島委員長　他にございませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結させていただきます。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし)そのように決定いたしました。

④公設光ファイバケーブル及び関連施設（情報通信基盤施設）の民間移行について

森島委員長　次に、④公設光ファイバケーブル及び関連施設（情報通信基盤施設）の民間移行についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それでは、公設光ファイバケーブル及び関連施設（情報通信基盤施設）の民間移行について御説明をいたします。現在、市のほうでは所有している光ケーブルにつきまして、こちらの現状と課題等につきまして、御報告をさせていただきたいと思っておりますし、今後所有している光ケーブルの民間への移行についても検討をしたいというものであります。詳細につきましては、企画政策課長のほうから説明をさせますので、よろ

しくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長　公設光ファイバケーブル及び関連施設の民間移行につきましては、本市が所有し、民間事業者に貸し付けている光ケーブル等の施設を民間に移行し、インターネット等のサービス提供を継続したいとするものであります。

（資料「公設光ファイバケーブル及び関連施設（情報通信基盤施設）の民間移行について」により説明）

資料には掲載をしておりますけれども、この小出から入広瀬までの光ファイバの整備にかかった費用、それから財源について御説明をさせていただきます。費用につきましては、平成 21 年から 23 年度までに工事をしております、約 5 億円かかっております。財源につきましては、情報通信基盤整備推進交付金というものが 1 億 6,700 万円、これは 3 分の 1 の補助になりますけれども、残りの 3 分の 2 につきましては、3 億円が同じ総務省の補助金になります。当時、地域活性化経済対策のための公共投資臨時交付金というのがありまして、これを 3 億円、残りの 3,300 万円ほどが一般財源となっております。説明は、以上になります。

森島委員長　説明が終わりましたので、ここでしばらくの間休憩とさせていただきます。

休　　憩（11：03）

再　　開（11：15）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど企画政策課長のほうから公設光ファイバについて説明がありました。このことについて、委員の皆さん方から質疑がありましたらお願いします。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

⑤旧庁舎等の解体に係る不用物品の売払いの状況について

森島委員長　次に、⑤旧庁舎等の解体に係る不用物品の売り払いの状況についてを議題いたします。なお、このことについては、資料がありませんので、説明員は、口頭でお願いします。では、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは、本定例会におきまして、議案第 66 号として提出をさせていただいております湯之谷基幹集落センターの解体工事に伴いまして、同施設で発生した不用物品の公売会を実施をさせていただきましたので、現時点での報告をさせていただきたいと思っております。今回、公売に付した物品点数でございますが、ロッカー等の家具類を中心に 412 点を実施いたしました。なお、実施日でございますけれども、去る 6 月 9 日、10 日の金曜日、土曜日に実施をさせていただきまして、現地で対応させていただいたところでございます。なお、この 2 日間の公売会におきまして、44 組の方々から 172 点の物品をお買い上げをいただき、この売上金額の合計額でございますけれども、5 万 6,100 円となりましたことを報告をさせていただきます。資料はなくて恐縮でございますが、口頭報告とさせていただきます。

森島委員長　本件について皆さん方からお聞きしたい点がございましたら、お願いをいたします。(なし)では、あとの残っている部分についてはどうなるのかそれだけ確認させていただきます。

桑原総務政策部長　この残った部分でございますけれども、処分費とそれから有価物収入部分を含んだ見積書を市内の複数の処分業者から徴収をさせていただきまして、有利な業者と契約して処分をさせていただく予定としてございます。この残存物の量から見て入札とはならず、随意契約の範囲内でできる見込みとなっておりますので、今ほど申し上げたように、処分業者のほうからの見積徴収で対応させていただきたいというふうに思っております。

森島委員長　本件については、最終的なものが出たら、また当委員会のほうに報告をお願いします。本件については以上といたします。その他執行部から報告事項等はありませんか。

・特定空き家の認定について

小島総務政策部副部長　資料等をご用意しておりませんので、口頭での説明とさせていただきます。昨年に引き続きまして、特定空き家の認定を1件いたしましたので、ご報告をいたします。去る6月15日に今年度第1回の空家等対策協議会を開催いたしまして、昨年度の報告及び特定空き家の認定を1件行いました。特定空き家についてでありますけれども、小出地域にあります大浦地内の物件であります。3階建ての物件でありますけれども、昨年度の大雪によりまして屋根部分、それから壁部分の崩壊が進んでおりまして、地元から強い要望があったため、このたびの認定となったものであります。所有者がおられる物件でありますので、法律及び条例等に基づきながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上、報告であります。

森島委員長　このことについては、報告ということでよろしいでしょうか。(異議なし)そのように決定いたしました。

・小出小学校での給食による食物アレルギー症状発生事案の経過について

吉澤教育員会事務局長　5月24日に発生した小出小学校の給食を原因とするアレルギー症状について、5月25日に報告をさせていただきましたけれども、その後の経過と再発防止の取組について改めて御報告させていただきます。アレルギー症状を起こした児童は5月25日には退院し、翌26日には大事をとって自宅で休んでおります。土日を含みまして、翌週からは普段どおり登校をしています。なお、ほかに症状があった児童は、いませんでした。今回、アレルギー物質は乳であります。加工品のシチューのルーに含まれていたものでありますけれども、この加工品につきましては、以前も献立の候補になったことがありましたけれども、乳の成分が入っていたことから、これを不使用にして、ほかの加工品に変更して発注していたものであります。今年度配属された栄養教職員が献立を作成したわけですが、乳不使用の加工品に変更し、発注していたという経過に気づかず、以前もそのままの加工品であったと勘違いして、調理に使用してしまったものであります。本来でありますと、献立作成時には、養護教諭などほかの職員により多重チェックが行われるほ

か、食材の納品時にも調理員によりチェックが行われることになっているわけなんです、それぞれが大丈夫だろうという思い込みであったため、結果的にはチェックがかからず、このような事故に至ってしまったということでございます。この件を受けまして、6月14日に市立小中学校の栄養教職員を集め検証内容を説明した上で、アレルギー対応における栄養教職員の役割分担について改めて確認を行い、二度と事故が起きないように指導したところであります。今後、養護教諭、それから調理員に向けても、それぞれ機会を別に設けまして、アレルギー対応における役割の重要性について指導する予定としております。

森島委員長 このことについて、何かお聞きしたい点がございましたらお願いいたします。

(なし) なければ以上とさせていただきます。ほかに委員の皆さんから市長をはじめ執行部に対し意見、協議事項等がありましたら、お願いをいたします。(なし) ないようでしたら、これで執行部からは退席をお願いします。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11:22)

再 開 (11:23)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(7) 所管事務調査について

- ・ 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
- ・ 第6期総務文教委員会 調査結果について

森島委員長 日程第7、所管事務調査について、市民の声を聞く会での意見、要望事項の取扱いについてと第6期総務文教委員会調査結果についてを議題といたします。資料について、議会事務局長から説明をいたします。

坂大議会事務局長 (資料「令和5年4月27日 市民の声を聴く会 意見交換会 まとめ(案)」、「第6期 総務文教委員会 調査結果(令和3年7月～令和5年5月)」により説明)

森島委員長 今ほどの局長の説明について、皆さん方からお聞きしたい点がございましたらお願いいたします。(なし) では、前の部分と市民の声を聞く会のこのことについては、委員会として議長に報告をし、次の委員会へ引き継ぎをさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし) では、そのようにさせていただきます。ほかに皆さん方から何かありませんでしょうか。(なし) なければ、これをもちまして、私どもの委員会、与えられた課題については、以上とさせていただきます。これで本日の日程は全て終了しました。本日の会議録の調製については、委員長と副委員長に一任願います。本日の総務文教委員会はこれにて閉会します。

閉 会 (11:26)